鹿部消防署からのお知らせ

令和6年春の全道火災予防運動の実施について 1

全国統一防火標語「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

(期間:4月20日から30日まで)

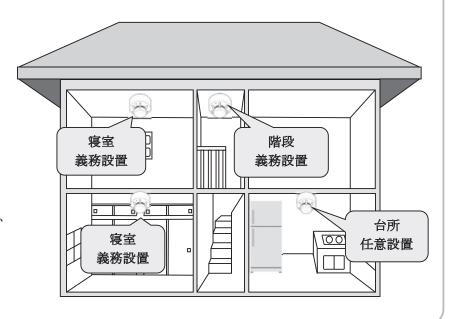
この時季は空気が乾燥し、風の強い日が多いため、一度火災が発生すると被害が大きくなる危険性があり ます。火気の取り扱いには十分注意し、火災のないまちづくりにご協力をお願いします。

2 住宅用火災警報器の設置場所について

消防法および南渡島消防事務組合 火災予防条例が改正され、平成23年 6月1日から、すべての住宅で寝室 と階段(寝室が2階にある場合)に 住宅用火災警報器の設置が義務付け られました。

台所や居間等は、条例による設置 義務はありませんが、安全のために 設置してもかまいません。

早期に火災を発見することにより、 大事に至らなかった事例も多数報告 されていますので、火災から身を守 るためにも住宅用火災警報器を設置 しましょう。



住宅用火災警報器の維持管理について

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなる恐れがありま すので、定期的に作動確認を行ってください。

また、設置後おおむね10年を目安に警報器本体を交換しましょう。

▼お問い合わせは、鹿部消防署予防課予防係(7-3331)へ。

